

会 議 録 (会議経過含む)

会 議 の 名 称	20年度第3回 由利地域協議会
開 催 日 時	平成20年 11月 11日(火) 午後1時30分～5時10分
開 催 場 所	善隣館 ホール 他 (由利地域内を視察)
出 席 者 氏 名	「出席者名簿」のとおり
欠 席 者 氏 名	「名簿」のとおり

會議次第

1. 開 会 13:30～ (進行：加藤振興課長)

2. 由利地域協議会長あいさつ

平日の日中ということもあり出席者は少ない状況ではありますが、出席された委員の皆さんには本当にありがたく存じます。今回は、次第にもありますが、各集落から出された要望箇所の継続して要望されている場所等の現地視察を行います。時間の関係もあり、この場所での会議は約30分程度となりますが、ご協力をお願いしたい。前回の協議会でも申し上げましたが、なかなか委員全員の出席は難しくなっている。合併当初、地域協議会委員として委嘱され、承諾されたことでの委員である。この地域、地域住民のために努力することがこの協議会委員の役割・仕事であり協力願いたい。本日はよろしくお願いいたします。

3. 連絡・報告

1) 前回の協議会で持ち帰った事項の回答について

(持ち帰った質問) 合併特例債は当初いくらで、現在はどのくらいか？

また、該当になる要件、内容を教えてほしい。

(佐藤主査) 当初計画額は 418 億 8300 万円であります。現時点での計画額は 17～19 年度実績は 90 億 5,100 万円、20 年度予定は 42 億 1,400 万円、繰り越し 6 億 8,700 万円、21 年度以降の見込み 119 億 7,400 万円の 259 億 2,600 万円の約 260 億となっています。該当になる要件は（※別紙②のとおり）となります。

(持ち帰った質問) 下水道受益者分担金の調整スケジュール等現状についてどうなっているのか、後日教えてください。

(鎌田課長) 質問の分担金は集落排水事業費の一部に充てるため地方自治法第224条の規定に基づき負担していただくものであり、合併前に旧市町の事情により決定され、新市においても旧市町の条例によりそれぞれ異なった分担金を負担頂いている。合併協議では各地域で事業が継続中であること、合併に伴う急激な変動を避けるために「現行のとおり新市に引き継ぎ平成23年度目途に統一するよう調整する」としております。現在使用料と併せて調整作業中ですが23年度前に調整できるよう努めてまいります。

(議長) 了解しました。このことに関して質問等ありませんか？

ないみたいですので、次に移ります。事務局から説明をお願いします。

2) 由利地域集落要望事項について

(佐藤主査) 各集落総代に9月30日まで提出の依頼をしていましたが、提出されていない集落には要望が無い旨を確認し、10月末で締め切りました。20年度提出された由利地域の集落要望事項について概要を説明いたします。

(資料1に基づき概要を説明)

(議長) 特に質問はないみたいですので、会は一旦閉会いたします。
バスも来ているみたいですので早速現場視察に向かいます。

閉 会

14:10

●由利地域集落要望箇所の視察 ～14:15

【視察箇所】

時間	要望集落	要望箇所	要望の概要	状況
14:20	大水口	前郷蟹沢線（大水口会館前十字路）	横断歩道の設置	
14:30	五十土	久保田川（飛鳥橋付近）	全線に渡って雑木の繁茂があり増水時に危険である。特に飛鳥橋上流約50m地点の右岸では8月の雨で護岸ブロックに付着していた土砂が倒れ、もう一度増水すると危険な状況にある。	
14:40	新上条 山本 蟹沢	国道108号（小林工業～佐藤キミ商店）	通学路であり夜間は非常に危険であり早期に防犯灯の設置をお願いしたい。	
14:50	新上条	国道108号新上条バス停前	神社、境内、バス利用者、住宅があり横断者も多いため、危険も高く早急に歩道縁石の除去と横断歩道の設置をお願いしたい。	
15:00	新上条	子吉川（新上条北川原地内）	平成16年に平の脇河川工事により川幅が10数メートル狭くなったため、大雨洪水では堤防決壊の危険性もあり、堤防嵩上げの要望をします。	

15:20	明法	明法黒沢線(R108 交差点～JA裏 側)	近年車の通行が多く明法側から通学する明法、 黒沢の子ども達は大変危険にさらされている。 カーブの地点に歩道があれば安全で交差点に 直結します。 (横断歩道の新設)	
15:30	黒沢	国道108号千年 桜前の排水路	R108両側の無側溝、素堀側溝の箇所を U字溝にしてほしい。大雨時には南黒沢の 田は冠水状態になる。20年来の要望である。	
15:40	立井地	国道108号から 木内俊男作業小屋 角まで	佐藤ショップ前の荒地が南側側溝を塞ぎ大雨 時には近くの建物、水田が迷惑している。再三 管理してくれと話をしているが応じてくれな い。平成9年に立井地集落と土地所有者とで覚 書を交わしているが応じてくれない。	
15:50	蒲田	鮎川(蒲田地内)	昨年の8月の集中豪雨で損壊した護岸の 復旧と河川内支障木の伐採及び中州の除 去により河床を下げて頂きたい。	
16:10	屋敷	屋敷集落担い手セ ンター付近鮎川左 岸	川の水が増水し法面が崩れたため、復元をお願 いしたい。浸水災害がでるので石の撤去をお願 いしたい。	
16:40	西小路	旧前郷小学校前の 滝沢城堀	大雨時、排水不良のため排水路を整備してほし い(床下浸水発生)。堀は防火用水にもなって いるため浮草、蓮、ヒシ等を除去してほしい。	

終了 17:10

会 議 の 資 料	別紙のとおり
-----------	--------

◆ 出席者名 (敬称略)

会 長	佐 藤 千 秋	由利総合支所長	小 松 慶 悦
副会長	徳 山 洋 一	振興課長	加 藤 徹 朗
委 員	佐 藤 利 明	市民課長	佐 藤 孫 栄
委 員	木 内 進	福祉保健課長	土 田 修
委 員	佐藤 時 男	産業課長	三 浦 貞 一
委 員	木 内 鉄 男	建設課長	鎌 田 正 夫
委 員	佐々木 量一	教育学習課長	三 浦 眞 一
委 員	畑 中 喜 輝	振興課主席参事	伊 藤 康 勝
委 員	須 田 昭	振興課振興班長	佐 藤 弘 幸
		振興課振興班	小田嶋 一成

●委任状提出者 佐藤イネ子、石川京子、新田亨、小松貢、板垣繁、佐藤かう 6名

●別紙②

[トップページ](#)
[戻る](#)
[目的でさがす](#)
[分野でさがす](#)
[組織でさがす](#)
[サイト](#)

[前のページに戻る](#)
[このコーナーのトップへ](#)

市町村合併に対して国や県はどんな支援をしてくれるの？
国、県の支援策

☐ 合併特例債ってなに？

☐

合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいておこなう事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10カ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことをいいます。

合併特例債によって充当できるのは対象事業費のおおむね95%で、更にその元利償還金の70%が普通交付税によって措置されます。この合併特例債に該当する事業としては、次のような事項があげられます。なお、合併特例債は合併旧法下のみの措置であり、合併新法では廃止されています。

- 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業
例) 旧市町村相互間の交流や連携が円滑に進むような道路、橋梁、トンネル等の整備
合併後の市町村の住民相互が集う運動公園等の整備
- 合併市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
例) 合併後の市町村内の行政サービスの水準の均衡を図るため、介護福祉施設が整備されていない地区への施設の整備
合併後の市町村全体としてのバランスのとれた発展を図るため、同一内容の施設の重複を避けておこなう施設の整備
- 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の総合整備事業
例) 類似の目的を有する公共的施設を統合する事業
- 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であった区域における地域振興等のために設けられる基金(合併市町村振興基金)の積み立て
例) 市町村の一体性の醸成に資するものとして、イベント開催、新市町村のCI、新しい文化の創造に関する事業の実施、民間団体への助成
旧市町村単位の地域の振興として、地域の行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施、民間団体への助成、コミュニティー活動・自治会活動への助成、商店街活性化対策

合併特例債(事業費の95%)

元利償還金の70%は普通交付税で措置

一般財源